

福岡共同公文書館及び熊本県庁との意見交換について

資料1-1
伊集院委員説明資料

<福岡共同公文書館(平成27年9月15日訪問)>

- 福岡県が設置する福岡県立公文書館と福岡県自治振興組合が設置する福岡県市町村公文書館とが併存する形で設置(それぞれの条例で設置)
- 平成24年11月に開館
- 共同公文書館における2次選別を行っている
- 建設費、運営費等を県及び市町村にて共同で負担



○共同公文書館の設置の目的

- ・市町村合併に伴う歴史公文書の散逸を防止し、単独設置の財政負担を軽減するため共同公文書館として設置。県下全ての自治体の文書が適切な環境で体系的、一元的に保存が可能となっている。
- ・利用者が自治体間の活動の比較検証を行えるというメリットもある。課題としては、市町村により移管文書の数に差があるという点。

○文書館を支える専門職員の確保・育成

- ・行政の全体を把握し、いつも文書を見ているような人が大事。
- ・明治期の文書については読み解くための専門知識も必要。



閲覧室出入口に隣接する展示スペース

○歴史公文書の評価選別

- ・各自治体が1次選別を行っている。館からは重要な文書の廃棄を防ぐため広く移管と選別するよう呼びかけている。
- ・各自治体から移管を受けた文書を共同公文書館で2次選別を行う。館の担当が文書の中身を1ページ1ページ見て内容を確認し、中身の概要を書いた目録を作成の上、移管か廃棄かを判断。その判断を共同公文書館内の会議にかけ、館長が最終的な決定をしている。

○共同公文書館の利用について

- ・来館者を増やすため、館のことを知ってもらうことが大事。県や市町村の広報予算の中での広報や講演会への出席、学校との連携を進めている。結果、少しずつ来館者は増えている。
- ・県民の方に文書を見てもらうに当たっては、足を運びたいくなるような企画展のテーマの設定が重要。他の地方公共団体におけるテーマ設定等での成功事例等の情報は有意義。
- ・利用請求や展示について検討する際、他の地方公共団体に話を聞くことはある。地方の公文書館等が集まる(独)国立公文書館の全国会議等の情報も参考にしている。
- ・共同公文書館に魅力的な文書が集まり、それを有効に活用(企画展のテーマ設定等)ができるようになり、企画展等をマスコミが取り上げ、利用者が増え、認知度が上がるという良い循環を確立できるよう努力している。

<熊本県庁(平成27年9月16日訪問)>

- ・平成24年4月から公文書管理条例を施行
- ・第三者の関与を確保するため熊本県行政文書等管理委員会を設置(条例で設置)
- ・知事へ歴史公文書に移管
- ・公文書の廃棄に際して県民の意見を聴く手続が存在(明文なし)
- ・独自の公文書館施設を持たず、情報プラザの窓口を通して利用提供



熊本県庁舎

○公文書管理の条例化について

- ・平成21年より「熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会」で検討。検討委員会には県議会議員も入っており、議会の立場からも議論をいただいた。
- ・条例で規定されていることで、職員の文書管理の意識は高まっていると感じるが、請求権を定めていることについては、県民の意識を高めているかどうかはわからない。
- ・条例化の際には文書管理システムを改修して対応している。

○行政文書を廃棄する際のパブリック・コメントについて

- ・廃棄する行政文書ファイルのリストをHPに掲載するほか、県の出先機関を含めた庁舎に据え置きし、1か月間行っているが、意見の提出は今までのところない。
- ・この他行政文書を廃棄する際には有識者への意見照会や行政文書等管理委員会への確認を実施



○公文書館の設置について

- ・条例化の際の検討委員会の提言の中には設置について言及はあったが、当時は並行して財政再建の必要性もあり、ハード面の措置は難しかった。
- ・館の設置について、評価選別、利用、レファレンス等の観点から専門家を育成できることになるのであれば必要性はある。一方、県民からの設置のニーズはあまり感じないのが現状。館を作るとした場合、利用者が少ない今の状況では財政当局にも説明ができない。

○研修及び人材の確保について

- ・研修は「文書担当者向け」の研修と「一般職員向け」の研修を年1回実施している。また県庁全体の選択制の研修メニューの一つに文書管理を登録している。
- ・(独)国立公文書館が行う研修にも参加している。地方で開催してもらえるとありがたい。サテライト研修などもあっていいのかもしれない。
- ・人材の確保はとても難しい。今は少し離れた市の学芸員の資格を持っている方及び再任用の方に来てもらっている。就職サイトに公募を出したりしているがなかなか見つからないのが現状。